

## 平成28年度 第6回政策推進会議報告

日 時 7月4日 9時30分～11時01分

場 所 4-1会議室

出席者 23人

### 1 地域交通計画の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

企画財政局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・説明の中で移動制約者という言葉が何度か出たが、自動車を利用できない人がそれに該当するという理解で良いか。

地域交通政策審議会の中で議論されている移動制約者とは、自動車運転免許証の非保持者、もしくは世帯に車が無い方と定義している。尼崎市民で見ると6割程度がこれに該当し、車を自由に使うことができない人を移動制約者と呼んでいる。平成12年から平成22年の10年を期間として捉えると、その割合はほぼ変化していないが、これから高齢化が進むに従ってその割合は増加するだろう。

- ・若い世代で免許証を持っていない人が増加しているが、例えばその人が誰かに車に乗せてもらうことができる状況だとすれば、それは移動制約者には当てはまらないという理解で良いか。

当てはまる。あくまでも、免許証を持っていない、もしくは家に車が無いのであれば、移動制約者となる。

- ・そもそも移動制約者という文言をあまり聞いたことがない。

(市長) 全国的な用語なのか。

確認する。

(市長) 例えば郡部のほうで一人一台車が無いと不便な場所で、車が無いことで移動が制約されるというのはその通りだと思うが、本市は積極的に車を持たないライフスタイルを推進していくことができるまちである。免許証、車を持っていないことがネガティブな印象を与える移動制約者という文言はしっかりこない。

(市長) 地域交通政策審議会の会長を務めていただいている土井先生は、明確に車の分担率を下げていくべきだとおっしゃっている。本市は元々車の分担率が低いまちではあるが、郊外に大型ショッピングセンターがあるような紋切り型のまちづくりの時代ではないという考えをベースに持っている。

- ・基本的に優位の概念として自動車が一番上になる。

(市長) 会長はその概念を変えていかなければならないと問題提起をしている。

- ・せっかくの機会であるため、その概念を変えていくチャレンジをしても良いのかもしれない。

(市長) 本市は他市と比べて比較的、合理的かつコンパクトに事が済むことが強みである反面、便利すぎてまちの中を遊ぶ、楽しむ、周遊するという点が弱い。歩きや自転車等でぶらぶら買い物をするなど、まちを楽しむことができるように、例えば、阪神尼崎から出屋敷までを

難波から心齋橋、三宮から元町のような雰囲気にしたい。そうすると公共施設がそこに在る意味や、その間の使い方も変わってくる。これから尼崎城もできるため、そういう点を意識した計画にしてほしい。また、本市は移動については圧倒的な強みであり問題はないが、唯一車に勝てない点は荷物を運ぶ能力で、小さいお子さんが二人、三人いる家庭等で荷物を運ぶとなると車が優位になると感じる。例えば、ギリギリまで荷物を預けることができる等、少しの隙間のサービスでもう少し楽しむことができるのではないかと。

## 2 業務プロセス分析事業の実施について

総務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・スケジュールとして、内部検討の期間が短すぎるのでは。この期間で職員や所管が納得するような分析ができるのか。

(市長) プロセス分析を行うことで、私たちが想定している大きなもの以外にも、もう少し簡単にアウトソーシングできる案件も見つかるかもしれない。こういう点も踏まえて、期間が短すぎるという意見もあると思うが、一旦このスケジュールでチャレンジしていく。

所属長を対象としたヒアリングも一度だけではなく、複数回行う必要があると考えている。

- ・私たちの目線だけで考えるよりも、外部や他の自治体の知恵を持っている方々に入ってきていただくことができれば、悩まずに解決できたであろうことも過去の事例であったため、一旦は今回のスケジュールでまず始めてみることは良いと思う。

- ・現在、公共施設マネジメント計画を策定中であり、先日施設の廃止提案をさせていただいたものや、例えば保育所の民間移管のように既定方針があるものもある。業務の執行体制とも関わりが出てくるため、ご留意いただいた上で、プロセス分析をお願いしたい。

- ・二所化や子ども子育ての関係で、完了させなければいけない時期が決まっていて走り出している事業もあるため、出来る限りそういう事業は優先していただきたい。

(岩田副市長) 趣旨としては、現在行っている業務を違った目で見えていくために、全てふるいにかけていくが、既に先行している事業についてはその中で十分にヒアリングを行うこと等により調整を行い、齟齬をきたすことのないよう進めることとしている。業者委託は二年だったか。

一年の予定であるが、必要であれば次年度の委託も検討していく。

- (岩田副市長) 現在のスケジュール上では平成29年度から委託業者の項目が無くなっているが、今年度の様子を見て再委託を行うか、庁内調整で下していくこととするかが課題である。また、期間もかなりタイトではあるが、弾力的に対応していくことで一先ず出発していくこととしたものである。

- ・色々な計画と並行して進めていくため、その点も行財政推進課とも調整いただきたい。
- ・市民課のアウトソーシングの際、人の数が増えており、アウトソーシングを行うと人は増える傾向にあると思う。本庁で実施しなくても良い業務であれば、影響を受けないが、本庁のキャパシティにもご配慮いただいた上で、進めていただきたい。

(市長) 業務のシステム、見直しという点で、システムのオープン化も進めているが、今までの業務の進め方を前提にカスタマイズするのではなく、業務の進め方自体も変えていかなければ

ればならないと議論しており、どの程度の業務がアウトソーシングを行う結果になるかは別として、今の業務を見直すことに意味と意義がある。今の進め方で本当にベストかという発想を持ち、組織の隅々まで浸透できるようお願いしたい。結果として、やり方を大きく変えることになったとしても、今までの進め方を全否定するものや、その業務に携わっていた人が駄目だという訳ではなく、これから大きく変わっていくであろう人口構造等に今から備えていくため、前向きに取り組んでいかなければならないテーマである。中間報告でどの程度のデータや提案がたたき台の材料としてもらえるかがわかるとイメージも共有できる。また、中間報告時点で今のスケジュールでは難しいと分かれば、絞り込んで行う等方策を考えることができる。まずは前向きに取り組んでいく中で進めたいので、よろしくお願いしたい。

- ・最終的に人が減っていくことで、ノウハウが喪失することも多大にある。将来を見越してどのように人材を育成するか、あるいはマニュアル化するか等の観点で注視いただき、総量的にどの手段を取ることで市民サービスの質が向上するか、将来的な着地点をイメージしてどのパートを委託していくか検討いただきたい。
- ・今回の件がスリム化に繋がるのか。本市はアウトソーシングの先進都市ではないか。過去にアウトソーシングを進めてきた結果として失ったものも多く、その検証も必要では。また、今後や過去も含めて、どういうことが組織として必要か別途議論ができると良い機会では。行政という組織に必要な人間のタイプもこれまでと変わらざるを得ないと思う。

(市長) このプロセス分析の結果、非正規化したのが、やはり正規に戻したほうが良い業務もある想定で議論を進めてもらっている。アウトソーシングを進めたとしても、私たちが本来業務として何を行い、どういう人材を育成し、その育成のためには委託業者とどういう関係を結ぶべきか大きな宿題である。

### 3 尼崎市職員たばこ取組宣言について

総務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・勤務時間中に禁煙するというのは、職務専念義務なのか。当然であるという声も出るだろう。
- (市長) 職務専念義務になるかは微妙なラインであると思うし、当然であるという声ももちろん出ると思うが、現実として中抜けが問題となっており、公然とニュースにもなっている。

- ・企業会計や学校職場はどうするのか。

市長の宣言であり、尼崎市全体としての一つの宣言としてご理解いただきたい。学校であれば、どこで喫煙するかという場所の問題もあると思うが、自分自身の問題として、勤務時間中は職務専念義務を果たすという気持ちで取り組んでほしい。

- ・本庁以外の施設も喫煙場所を指定しなければいけないのでは。

(市長) それについては議論したが、学校は兵庫県の条例で学校の敷地が全面禁煙であるため、敷地内に喫煙所を設置できないという問題がある。今は条例の一步手前として進めているが、ルールを守ってもらうためには、喫煙場所というインフラを整備しなければ、いきなり条例はハードルが高いという結論に至っている。学校と病院についても、兵庫県の条例で喫煙所を設けることができないため、現時点で課題となっているが、取組を進めようという意識は持っている。出先については、当然市職員としてこの宣言の対象である。出先で喫煙所が整

備できていない所はあるのか。この取組を実施するにあたり、正式な喫煙場所が無いということがあれば知らせてほしい。

・保健所が入っている建物も、建物内禁煙となっている。宣言を適用すると道で喫煙することになってしまう。

(市長)今は予算も計上していないため、今年度に調整、調査を行い、来年度以降に現実的な予算の範囲内で少しずつ分煙対応の整った喫煙所を設置していきたい。

(岩田副市長)別紙1に記載されている3つの宣言を職員が全て守ることが最初の取組で、場所の問題は付帯的な取組として、それぞれの施設所管課で考えていただきたい。

(市長)宣言の一つ目に歩きたばこの記載を入れてもらっている。市役所からの行き帰りに職員が喫煙を行っているのを見かけるので、特に歩きたばこをしないよう各課において周知徹底いただきたい。路上喫煙のルールについては、未だ路上全面禁煙の徹底ができておらず、条例化も出来ていないが、職員の歩きたばこは辞めるべきであり、今回の宣言で職員は率先して歩きたばこを辞めていこうという取組である。指定場所での喫煙徹底をお願いしたい。

・勤務時間中に喫煙をさせないというのは、職務命令として捉えて良いか。職務命令として禁煙させるのか決めておかなければ、理解して欲しいと言うだけでは上手くいかないのでは。職務命令としていただきたい。職務命令として禁煙をさせ、なぜこの宣言を守らなければいけないのかと裁判で訴えられたとしても、喫煙場所がきちんと整備されていない職場を除いては、職務命令の合理性という点で、負けることは無いだろう。職務専念義務は地方公務員法の基本的な義務であり、市民から見たときにそれを犯しているように見えるのは良くない。ただ、お茶やコーヒーを飲みに行くことと、どのくらい違うのかという点が問題である。

(市長)その通りである。お茶やコーヒーを買いに行くことは許容されているが、たばこは許さないという内容になっており、私も気になっている。

(岩田副市長)喫煙すると罰せられるものではなく、あくまでも宣言である。

(市長)職務命令かどうかという点はどう考えている。

こういう宣言をしたということで、職務命令を意識していただいたほうが良い。

・喫煙しに行こうとする人を止めた人を守ってくれるのか。

(市長)止めた人は守る。ただし、指定場所であれば休憩時間の喫煙は可能である。

・宣言の一つ目に指定場所以外での喫煙はいけないと記載されているが、学校は指定された喫煙場所が無い。24時間喫煙するなということか。

(市長)それが問題であり、県条例で学校の敷地内に喫煙所を設置できないため、分煙を阻んでいると問題提起したい。敷地内に分煙出来る喫煙場所を設けるべきである。

・喫煙場所が決まっていなくて、職務命令が出せるのか。

(市長)学校については、インフラが整っていないため、この宣言が実現できるよう準備中ということにするか。学校の先生が決めたルールを守っていないという状況は非常に良くないため、学校については適用時期をずらす等別途対応が必要である。

・敷地の外で臨時の指定場所を設ける、もしくは携帯灰皿の使用を認める等であれば、理解する。

指定場所が無い中で全面禁煙は人権を侵害しすぎているため、その範囲であれば、可能かと思う。

- (市長) 指定場所は条例等が無くとも、私たちが勝手に指定できるものなのか。  
規制外の職務命令の合理性に入るかどうかである。
- (市長) 実際に学校の敷地内に喫煙場所を設けるとなれば、囲いを設ける等予算が必要になってくる。
- ・職員の喫煙率は。  
職員の3割程度だったと記憶している。
  - ・3,000人の3割とすれば、900人か。  
その通りで、意外と多いイメージである。
  - ・昼休みに地下の指定喫煙場所に何百人も人が集まることになる。
- (村山副市長) 議論はあると思うが、時代として今回のような流れになってきている。職員に協力してもらうよう声を掛け、協力してくれないようであれば、注意するしかない。職務命令とまで言わずに、みんなで守っていきたい。
- (市長) 市民からどう見えるかがポイントである。勤務時間中に喫煙のために職場を抜けていることがおかしいと指摘された際に反論できない。大阪市は勤務時間中の喫煙を懲戒処分の対象としたため、非常に話題となったが、勤務時間中の喫煙は懲戒処分に値するという市民感情があるのも事実である。ただ、あまりにも極端であるため、市民から信頼してもらわなければならないということを出発点にまずは自主的に取り組んでほしい。
- (村山副市長) 公務員であるため、高い倫理観やモラルを持って取り組むことも重要である。
- (市長) こういう話を各職場でしてほしい。
- ・市民からの見え方という点で、本庁の中にも外郭団体や各種団体の職員の方が入っている。その方たちにも協力要請を行うのか。
- (岩田副市長) 業務命令とまでの堅いものではないが、その通りである。
- (市長) スタート日を本日の政策推進会議終了後よりこの宣言を適用する案もあったが、周知徹底期間を設けることなどから、スワンスワンデーである22日から正式にこのキャンペーンを開始することとした。まず市役所からということによりお願いしたい。

#### 4 その他

- ・企画財政局長から、尼崎市市制100周年記念事業スケジュール(7・8月)について説明。
- ・企画財政局長から、尼崎市市制100周年記念事業忍たま乱太郎ミュージアム、ミュージカルについて説明。
- ・企画財政局長から、本市ふるさと納税の取組について説明。
- ・総務局長から、尼崎市市制100周年記念記念「総務省自治財政局長 黒田 武一郎 氏 特別公演会」の実施について説明。

以上